

## 「がん登録等の推進に関する法律」の成立について

### 1 概要

国が、がんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録・保存する「全国がん登録」の実施及びこれに係る情報の利用・提供、保護等について定めるとともに、「院内がん登録」等の推進に関する事項を規定し、併せてこうしたがん登録等により得られた情報の活用について定めた。

(公布の日) 平成25年12月13日

(施行期日) 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(平成28年1月を予定している。)

### 2 法施行に伴う主な変更点

項目	現行実施	法施行後
	<b>【地域がん登録】</b>	<b>【全国がん登録】</b>
実施主体	県(委託:放射線影響研究所及び広島県医師会)	国
データベースの整備	・県内のがん情報を収集・保存	・全国がん登録データベースを整備 ・県は、県独自のデータベースを整備することができる (法施行前の情報、全国がん登録データ、がん対策の企画立案・調査研究に必要な県内の病院等から提供された情報を記録・保存)
情報収集及び記録	[対象] ・県内の有床医療機関 ・県内に居住し、入院治療を受けた者	[対象] ・県内の病院(義務化)及び指定診療所 ・居住地にかかわらず、当該病院等において初回診断した者
生存確認	・人口動態調査死亡票及び住基ネットにより確認 ・死亡票により判明した新規がん情報を追加登録	・市町が作成した「死亡者情報票」に基づき、国が確認 ・「死亡者情報票」により判明した新規がん情報を国から受領
データの利活用	・県が収集・保存したデータを集計・解析	・県は、全国がん登録データベースから、県のがん情報等を利用することができる
	<b>【院内がん登録】</b>	
登録の推進	・がん診療連携拠点病院の指定要件	・専門的ながん医療の提供及び地域におけるがん医療の確保に重要な役割を担う病院は、努力義務

### 3 今後の対応

- 法施行前の登録情報の管理及び今後の情報の取扱い、並びに県がん登録データベースの整備・体制について検討
- 指定診療所の選定、医療機関等への説明会の実施 など

## がん登録等の推進に関する法律の概要

がん登録等（全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集）

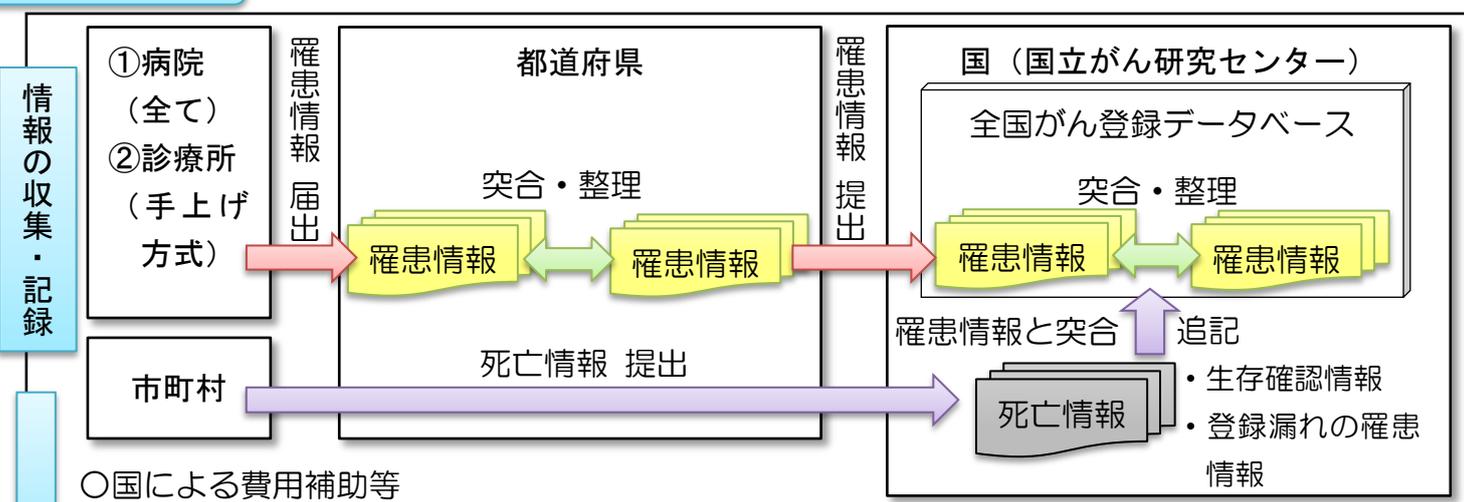
- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

➡がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

### 基本理念

- 全国がん登録では、広範な情報収集により、罹患、診療、転帰等の状況をできる限り正確に把握
- 院内がん登録について、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、その普及・充実を図る
- がん対策の充実のため、全国がん登録のほか、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- がん登録等の情報について、民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

### 全国がん登録



### 利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件加重）
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

有識者の会議  
の意見聴取

情報の保護等（情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。）

院内がん登録等の推進（院内がん登録の推進、国によるがん診療情報の収集等のための体制整備）

人材の育成（全国がん登録・院内がん登録の事務に従事する人材の確保等のための必要な研修等）

### がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者⇒がん医療の質の向上等に貢献